公園におけるキッチンカー及び露店等出店取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、都市整備部都市計画課が所管する公園におけるキッチンカー及び露店等の出店について必要な事項を定め、公園利用者の利便性向上及び公園の適正な管理を図ることを目的とする。

（対象）

第２条　この要領の対象は、都市整備部都市計画課が所管する公園において行う次に掲げる販売行為とする。

(1) キッチンカーによる販売

(2) 露店による販売

(3) その他公園管理者（都市整備部都市計画課。以下、「管理者」という。）が適当と認める販売行為

２　前項の販売行為には、飲食物、農産物、加工品、手作り雑貨その他物品の販売を含むものとする。

３　サービスの提供を主たる目的とする行為については、この要領の対象としない。

（許可）

第３条　出店しようとする者は、関係条例及び規則の定めるところにより、あらかじめ許可を受けなければならない。

（使用料）

第４条　使用料は、関係条例等に定める額とする。

（出店場所）

第５条　出店場所は、管理者が指定し、又は承認した場所とする。

２　出店は、原則として舗装区域その他公園管理上支障のない場所で行うものとする。

３　車両の乗入れは、管理者が指定し、又は承認した場所及び経路によるものとする。

（出店時間）

第６条　出店時間は、原則として午前８時 30 分から午後９時までとする。ただし、催事の内容その他管理者が認める場合は、この限りではない。

（出店条件）

第７条　出店者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 公園利用者の通行及び利用を妨げないこと

(2) 公園利用者の安全確保に努めること

(3) 騒音、臭気その他周辺環境への影響を最小限にすること
(4) 火気を使用する場合は、適切な安全対策を講じ、消火器を備えること
(5) 営業に伴い発生したごみは適正に処理し、公園内に放置しないこと
(6) 音響機器等による呼び込みは行わないこと
(7) 樹木、芝生その他公園施設を損傷しないこと
(8) 電気、給水、排水、ガスその他営業に必要な設備は出店者が用意すること
(9) 出店に使用する車両、テント、机、商品、資材等は、出店期間が複数日にわたる場合であっても、一日の営業終了後は速やかに撤去し、公園内に放置しないこと
(10) 営業終了後は速やかに原状回復すること
(11) 食品衛生法、消防法その他関係法令を遵守し、必要な許可、届出等を行うこと

（提出書類）
第８条　申請者は次に掲げる書類を提出するものとする。
(1) 都市公園内行為許可申請書（様式第１号）又は行政財産使用許可申請書（様式第１号）
「奥州市都市公園一覧」にある公園は都市公園内行為許可申請書
「奥州市都市公園一覧」にない公園は行政財産使用許可申請書
(2) 出店計画書（様式Ａ）
(3) 出店申請書（様式Ｂ）
(4) 表明・確約書（様式Ｃ）
(5) 出店代表者及び従事者全員の運転免許証等の写し
(6) 営業内容に応じて必要となる許可証、資格証その他関係書類（例）
ア　営業許可証の写し
イ　食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者養成講習会修了証書等）の写し
ウ　生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）加入を確認できるものの写し
(7) 露店等の開設届出書
(8) その他管理者が必要と認める書類

（団体申請）
第９条　複数の出店者を取りまとめる団体等が申請する場合は、前条に定める書類のほか、出店者一覧（様式Ｄ）を提出するものとする。
２　団体等は、出店者に対し、この要領及び許可条件の遵守について周知しなければならない。
３　第８条第５号に規定する書類は、必要に応じて各出店者について提出するものとする。

（不許可）
第 10 条　管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しないことができる。
(1) 公園利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき
(2) 公園管理上支障があるとき
(3) 安全確保が困難であるとき

(4) 関係法令に違反すると認められるとき
(5) 必要書類が提出されないとき
(6) 暴力団その他反社会的勢力との関係が認められるとき
(7) その他管理者が不適当と認めるとき

（許可の取消し）
第 11 条　管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。
(1) 虚偽の申請があったとき
(2) この要領又は許可条件に違反したとき
(3) 公園管理上特に必要があると認めるとき

（補則）
第 12 条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附　則
この要領は、令和８年７月８日から施行する。